

令和3年度 第3回副作用・感染等被害判定第二部会 議事要旨

副作用・感染等被害判定第二部会

開催日：令和3年9月16日（木）

副作用被害判定について

1. 請求等の内訳

新規 118件
継続 5件
現況 4件

2. 判定結果

支給決定することが適当であると考えられるもの 119件

内訳

(1) 請求どおり支給決定することが適当である 54件

(2) 請求期間の一部について支給決定することが適当である 64件
((3)と4件重複)

主な意見

一部の期間に行われた医療については、入院を要すると認められる場合に必要な程度の医療に該当しない、又は副作用とは別の症状に対する医療に該当するため不支給とすることが適当である。 64件
((3)と4件重複)

(3) 請求内容の一部について支給決定することが適当である 5件
((2)と4件重複)

主な意見

① 障害の程度が政令で定める障害等級に該当しないため、不支給とすることが適当である。 2件
((2)と1件重複)
② 判定不能のため、不支給とすることが適当である。 1件
((2)と1件重複)
③ 疾病、障害又は死亡が医薬品の副作用により発現したと認められないため、不支給とすることが適当である。 1件
((2)と1件重複)

④機構法第4条第6項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する 医薬品が使用されており、不支給とすることが適当である。	1件 ((2)と1件重複)
--	------------------

不支給決定することが適当であると考えられるもの 8件

主な意見

① 疾病、障害又は死亡が医薬品の副作用により発現したと認められないため、不支給とすることが適当である。	4件
② 医薬品の使用が適正であったと認められないため、不支給とすることが適当である。	1件
③ 判定不能のため、不支給とすることが適当である。	1件
④ 機構法第4条第6項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する 医薬品が使用されており、不支給とすることが適当である。	1件
⑤ 入院を要すると認められる場合に必要な程度の医療に該当しない ため、不支給とすることが適当である。	1件

※保留 0件

再審議することが適当であると考えられるもの 0件